

社会福祉法人 CAI
チャイルド・アカデミー・上社保育園
自主事業規則

第1章（目的）

この規則は、チャイルド・アカデミー・上社保育園（以下、本園という）が定款第 22 条に基づき、開園以来10年以上にわたって「厚生労働省助成駅型モデル保育園」として実績のある先行したいくつかの「認可外特別保育事業」を、名古屋市認可後も「自主事業」として続け、もって少子化時代の子育て支援活動を継続、周辺住民の福祉増進のために資することを目的とする。

第2章（自主事業の内容）

本園の行う自主事業とは以下の通りとする。

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| (1) 毎日一時保育（月曜日～金曜日 | 午前7時00分～午後7時00分） |
| (2) 延長保育（開園日の一時保育・休日保育終了時刻 | ～午後9時00分） |
| (3) 一時保育（開園日の | 午前7時00分～午後6時00分） |
| (4) 休日保育（日曜・祝日の | 午前7時00分～午後6時00分） |
| (5) 病後児保育（祝日を除く月曜日から金曜日の | 午前8時30分～午後6時00分） |
| (6) 病児保育（祝日を除く月曜日から金曜日の | 午前8時00分～午後7時00分） |
| (7) 学童保育（月曜日から金曜日 | 午前7時00分～午後9時00分） |
| (8) その他（子育て支援に役立つ、理事長が定めるその他の事業） | |

第3章（定員、運営要綱、料金など）

第2章にかかわる「定員」「運営要綱」「料金」などの詳細は、各年度別に理事長がこれを定める。

第4章（経費）

第2章にかかわり必要となる人員採用と配置、保育教材・備品の購入などの必要経費は、各年度別の収入見込みに応じて、適正に、理事長がこれを定める。

第5章（経理処理）

自主事業にかかわる経理処理は、名古屋市委託事業分とは完全に分離して行い、自主事業分の収支が常に明確になるように心がけ、特に、以下の通りとする。

- (1) 基本財産たる土地・建物の、園内使用料相当額については「計上しないもの」（無料）とする。
- (2) 電気・水道・ガス・電話料金などは、明確に分類できる部分は「自主事業経費」として処理する。
- (3) 教材・教具類等を一括購入した場合、できるだけ分類し「自主事業経費」として処理する。
- (4) 本園職員につき、「委託事業」「自主事業」別の労働時間分離集計は完全には「不可能」に近いものの、ある職員の1ヶ月間の合計「自主事業」関連労働時間が明らかに「過半」を超えるものと推定される場合は、その職員の全額人件費を「自主事業経費」とする。
- (5) 前項対象職員といえども、その給与は原則として「給与規定」にしたがって支給するものとする。
- (6) その他の経費もできるだけ厳格に分離し、「自主事業分」を明確に経理処理するものとする。
- (7) 「自主事業」によって得られた税引き後の収益は各種償還金への優先的充当をはじめ、事業の継続のために有益に使用することができ、その年度の最終剰余金は翌年度へ繰り越すものとする。

第6章（予算と決算）

自主事業にかかわる予算と決算は、名古屋市委託事業分と同様に、年度毎に理事会の承認を受けなければならない。

第7章（細則）

この規定の細則については、理事長が定める。

第8章（改正）

この規定の改正は、法人理事会の議決により行う。

附 則 この規定は平成28年1月8日に改定し、翌日より実施する。